

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、茨城県や本市の文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該条例に基づき、また、国の登録有形文化財については、文化財保護法に基づき、適正に維持・管理を行う。それ以外の建造物についても、建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、それぞれの建造物の価値に基づいて所有者（管理者）が適正に努めることを基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転または除却に係る市長への届出及び勧告などの規定を活用する。また、維持・管理を行ううえで、修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴などの調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復・復原することに努める。

また、歴史的風致の維持及び向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を推進し、周知に努めるものとする。なお、公開・活用を行う場合には、建造物の保存に努めることを基本とし、外部から望見できるような措置を講じるだけでなく、可能な限り内部の公開にも努めるものとし、公開する場合は、所有者に支障を与えないよう十分な協議のうえ、実施することとする。

2 個別事項

(1) 県・市指定文化財

歴史的風致形成建造物のうち、茨城県文化財保護条例に基づく県指定有形文化財及び土浦市文化財保護条例に基づく市指定有形文化財については、各条例に基づく現状変更などの許可制度により保護を図る。これらの建造物の維持・管理は、調査に基づく修復・復原を基本とする。

また、文化財の保護のために必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値に支障を与えない範囲で行うこととする。特に、民間所有の建造物については、補助制度などを活用して所有者などの負担軽減に努めるとともに、関連する審議会、専門の有識者などによる必要な技術的指導・助言を踏まえ実施するものとする。

(2) 国の登録有形文化財

歴史的風致形成建造物のうち、文化財保護法に基づく登録有形文化財については、文化財保護法に基づき、適正に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。また、建造物の内部についても、建造物の価値を構成する要素となるものは、所有者と協議のうえ、保存に努めるものとする。

民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者などによる必要な技術的指導を踏まえて実施する。

(3) 景観重要建造物

土浦市景観条例により指定した景観重要建造物については、景観法に基づき、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。また、建造物の内部についても、建造物の価値を構成する要素となるものは、所有者と協議のうえ、保存に努めるものとする。

民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者などによる必要な技術的指導を踏まえて実施する。

(4) その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定文化財等でない建造物は、建造物の外観の維持・保存を基本とする。また、計画期間後も建造物の保護を図るため、適切な調査等を実施してその価値を明らかにするとともに、登録有形文化財や市指定文化財として登録・指定するよう努めるものとする。

民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者などによる必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

3 届出が不要の行為

下記①～⑦の行為は、各法律・各条例の規定に基づいて対応がなされるため、歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定に基づく届出は不要とする。

- ①文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財及び同法第132条第1項に基づく登録記念物（史跡関係）で、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為。
- ②茨城県文化財保護条例第4条第1項に基づく県指定文化財で、同条例第18条第1項の規定に基づく現状変更等の許可を受け行う行為、もしくは第19条の規定に基づく修理の届出をして行う行為。
- ③茨城県文化財保護条例第40条第1項に基づく県指定史跡で、同条例第18条第1項の規定に基づく現状変更等の許可を受け行う行為。
- ④土浦市文化財保護条例第4条第1項に基づく市指定文化財で、同条例第18条第1項の規定に基づく現状変更等の許可を受け行う行為、もしくは第19条の規定に基づく修理の届出をして行う行為。
- ⑤土浦市文化財保護条例第40条第1項に基づく市指定史跡で、同条例第18条第1項の規定に基づく現状変更等の許可を受け行う行為。
- ⑥景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可を受け行う行為。
- ⑦その他、市長が必要と認めて行う行為。